誤認惹起行為

I 不正競争行為

不正競争防止法(以下「法」という。)は、商品の原産地、品質等、又は役務の質、内容等について誤認を生じさせるような表示をすること、又はその表示をした商品を譲渡等する行為を不正競争としています(法 2 条 | 項 20 号)。

①商品、役務、その広告や取引に用いる書類・通信に、その商品の原産地、品質、内容、製法、用途、数量について誤認させるような表示、②商品、役務、その広告や取引に用いる書類・通信に、その役務の質、内容、用途、数量について誤認させるような表示が対象です。

誤認させるような表示か否かは、表示の内容や取引界の実情等を考慮し、取引者や需要者に誤認を生じさせるおそれがあるか否かという観点から判断されます。

2 民事上の措置

誤認惹起行為により営業上の利益を侵害されている者(以下「請求人」と呼びます。) が提訴する場合と、被疑不正競争者が提訴する場合があります。

(1)請求人が提訴する場合

請求人は、ア差止、イ廃棄等請求、ウ損害賠償、エその他の請求をするために、 以下の各事実について主張立証責任を負います。

ア. 差止請求(法3条)

- ①被疑不正競争者が、商品等に原産地等を誤認させるような表示をしたこと、又は その表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引き渡しのために展示し、 輸出入し、電気通信回線を通じて提供し、もしくはその表示をして役務を提供し たこと。
- ②上記①から認識される原産地等と真実のそれが異なること。
- ③被疑不正競争者の行為により、請求人の営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

イ. 廃棄等請求(法3条)

請求人は、差止請求と併せて、侵害行為を組成した物の廃棄や、侵害行為に供した設備の除去等必要な請求ができます。

ウ. 損害賠償請求(法4条、5条)

差止請求と併せて請求する場合、上記「ア①~③」に加え、以下の主張立証が必要です。損害賠償のみの場合、上記「ア①②」に加え、以下の主張立証が必要です。

- ④被疑不正競争者の行為により、請求人の営業上の利益が侵害され、損害が発生したこと。
- ⑤被疑不正競争者に故意又は過失があること。
- ⑥損害の額。

エ. その他の請求

故意又は過失による被疑不正競争者の不正競争行為により営業上の信用を侵害された場合、その信用を回復するのに必要な措置を求める請求ができます(法 14 条)。

(2) 抗弁

被疑不正競争者が抗弁を主張する場合、当該事実につき主張立証責任を負います。

(3)被疑不正競争者が提訴する場合

差止請求権や損害賠償請求権の不存在確認の訴えが考えられます。

3 刑事罰

(1) 商品・役務等について、原産地や品質等について誤認させるような虚偽の表示をした者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処され、又は併科されます(法22条1項5号)。

ただし、法 21 条 2 項 1 号に該当する者は、同号により 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金に処され、又は併科されます。

(2) 法人の代表者、法人もしくは人の代理人や従業者等が、法人や人の業務に関し上記 犯罪を行った場合は、その行為者に加え、法人も 3 億円以下の罰金が科されます(法 22条 | 項 3 号)。

以上